

## 植物検疫とは？

お土産に買ったおいしい果物や、きれいな観葉植物。  
もし、渡航先の国の条件に合わない植物を持ち込んでしまうと、  
その国の農業に大きな打撃を与えるおそれがあります。



植物検疫は、病害虫の侵入・まん延を防いでいます。  
農業と緑を守るために、一人ひとりのご協力が必要です。

## まずはお電話にてご相談ください

渡航先の条件によっては消毒や栽培期間中の検査など、長時間かかる場合があります。事前に、お近くの植物防疫所にて確認することをおすすめします。

### 植物防疫所お問い合わせ先

横浜植物防疫所 ————— 045-211-7155  
名古屋植物防疫所 ————— 052-651-0114  
神戸植物防疫所 ————— 078-331-2384  
門司植物防疫所 ————— 093-280-4319  
那覇植物防疫事務所 ———— 098-868-1679

### 輸出検疫カウンター

新千歳空港 ————— 国際線旅客ターミナルビル  
成田国際空港 ————— 第1旅客ターミナルビル | 第2旅客ターミナルビル  
羽田空港 ————— 第3旅客ターミナルビル  
中部国際空港 ————— 第1ターミナルビル  
関西国際空港 ————— 第1ターミナルビル  
福岡空港 ————— 国際線ターミナルビル

### 絶滅のおそれがある植物について

ラン、サボテン、ソテツなど絶滅のおそれがある植物類は  
ワシントン条約により国際取引が規制されています。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室  
TEL: 03-3501-1723 FAX: 03-3501-0997



### 登録品種の種子や苗、枝などは・・・

権利者の輸出許諾なく海外へ持ち出せない場合があります。  
農林水産省食料産業局知的財産課 TEL: 03-3502-8111



# その荷物、持ち出せない かもしれません。

ヒント：植物の持ち出しについて



## 渡航先の国によっては、日本から植物を 持ち出す際に**輸出検査が必要**です。

渡航先の国の条件によっては、持ち出せないかもしれません。  
お持ちの植物が持ち出し可能か事前に確認しましょう。

農林水産省  
植物防疫所



# 植物持ち出しルート

海外へ植物を持ち出す際の条件と手続きの流れをご案内します。検疫に関する規律の道を辿り、渡航先へ植物を持って行こう。

※ 検査に時間がかかる場合があります。余裕を持ってお越しください。

## スタート！

植物を渡航先へ持ち出す  
予定がある



はい  
いいえ

## ！確認

QRコードのリンク先で渡航先の検疫条件を  
確認したところ、持っている植物は



旅行者用簡易検索情報  
一覧から地域を選んで  
持ち出せるかチェック！



輸出検査が必要

輸出検査が不要

輸出が禁止されている



検査の場所を調べる



植物防疫所の所在地一覧  
お近くの防疫所で事前に検査！



輸出検査カウンターの設置場所  
空港内のどこにあるかマップで確認！

## 1. 申請



輸出検査申請書を記入

## 2. 検査



輸出検査を受けた結果

合格した！

不合格だった

## 3. 発行



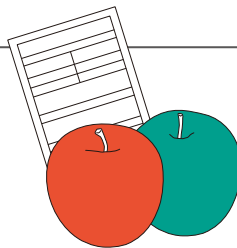
植物検疫証明書を受け取る



そのまま搭乗手続きへ  
お進みください

## 完了！

お疲れさまでした  
お気をつけていってらっしゃいませ！



## 不可！

渡航先の国へは持ち出せません

